

霊園利用者の変更(利用権承継)について

《手続きに必要なもの》

書類等

①霊園利用権承継申請書 (自書でない場合は印を忘れずに押してください)

※必ず、承継予定者を指定してください。

②福岡市立霊園利用許可証 (原本)

③新しい利用者の住民票 (原本) (本籍・続柄が記載されている世帯全員のもの)

④新しい承継予定者の住民票 (原本) (本籍が記載されているもの)

⑤今の利用者の死亡が確認できる書類

○下記のいずれかをご用意ください

住民票 (原本)

戸籍 (原本)

死体埋火葬許可証 (来所の場合は原本持参。郵送の場合はコピー)

・生前承継の場合は、提出は必要ありません。

・市立霊園に埋蔵届を提出済みの場合は、死亡を確認できているため、提出は必要ありません。

⑥今の利用者と新しい利用者との続柄がわかる住民票 (原本) または戸籍 (原本)

※③で④～⑥の内容がわかる場合は、③の住民票のみで可。

許可証をなくした場合は下記も必要です

○霊園利用許可証再交付申請書 (自書でない場合は印を忘れずに押してください。)

○下記のいずれかをご用意ください

●管理料の納付書 (納入通知書) (来所の場合は原本持参。郵送の場合はコピー)

●口座振替通知書 (納入通知書) (//)

●運転免許証 (//)

●マイナンバーカード (//)

★**霊園利用許可証に記載された承継予定者と異なる方が承継する場合は、別に書類が必要です。**

・利用許可証に記載された承継予定者の方が生きている場合は、別紙の承諾書を合わせて提出してください。

・それ以外の場合は、必要となる書類が異なりますので、市立霊園窓口にお問い合わせください。

手数料

○現金 300円

ただし許可証をなくした場合は600円 (承継手続き300円+許可証再交付300円)

◆郵送で申請する場合は、郵便局の定額小為替証書を同封してください。

(定額小為替証書は、発行手数料が必要です。)

郵送料

○郵便切手 120円分

新しい利用許可証を郵送希望の場合のみ (窓口に来所する場合は不要です)

問い合わせ先

福岡市役所 市立霊園窓口 (市役所4階)

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 (092) 711-4869 FAX (092) 401-0025